

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則

平成二十四年十二月二十五日
規則第七十六号

改正 平成二五年 六月二九日規則第四七号 平成二九年 三月一〇日規則第七号
令和 元年 六月二八日規則第三号 令和 三年 六月 八日規則第五八号
令和 五年 三月二二日規則第八号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則

(指定の申出)

第一条 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号。以下「条例」という。）第三条第一項の申出書の様式は、様式第一号のとおりとする。

2 条例第三条第二項の規定により同条第一項の申出書に同条第二項第二号に掲げる書類を添付する場合には、条例第四条第三号に規定する基準（同号イに係る部分に限る。）に該当する場合にあっては同号イに規定する補助事業又は委託事業の実施状況が分かる書類、同号に規定する基準（同号ロに係る部分に限る。）に該当する場合にあってはボランティアの活動状況が分かる書類を添えなければならない。

3 条例第三条第二項第三号に掲げる書類の様式は、様式第二号のとおりとする。

一部改正〔令和五年規則八号〕

(寄附金等の計算方法)

第二条 条例第四条第三号イの寄附金の額は、受け入れた寄附金の額の総額（以下この項において「受入寄附金総額」という。）から次に掲げる額の合計額を控除した額とする。

一 一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金のうち、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金（特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）第二条第一項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。以下この号、第四号及び第七号第二項において同じ。）の額の総額を控除した金額の百分の十（寄附者が法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条各号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。第十一条第三号において同じ。）である場合にあっては、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の五十）に相当する金額を超える部分の金額をいう。）

二 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たない場合の当該合計額

三 寄附者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）が明らかな寄附金以外の寄附金の額

四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

2 前項第一号に規定する一者当たり基準限度超過額を算出する場合において、役員が寄附者であって、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係（特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）第十六条に規定する関係をいう。第四項第二号及び第二十二号第一項第四号において同じ。）のあるものがあるときは、これらの者は、当該役員と同一の者とみなす。

3 条例第四条第三号イの規則で定める収入金は、次に掲げるものとする。

一 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に第八条に規定する割合を乗じて得た金額を控除した金額のうち第一項に規定する条例第四条第三号イの寄附金の額に達するまでの金額

二 国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ（1）に規定する国の補助金等をいう。第五項及び第六項並びに次条第四項において同じ。）

4 前項第一号に掲げる金額は、次に掲げる要件を満たす特定非営利活動法人に限り、寄附金等（条例第四条第三号イに規定する寄附金等をいう。以下同じ。）に合算するものとする。

一 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

二 社員（役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに役員と特殊の関係のある者を除く。）の数が二十人以上であること。

5 国の補助金等は、指定の申出（条例第三条第一項に規定する申出をいう。以下同じ。）をした特定非営利活動法人の実績判定期間内に国の補助金等がある場合に寄附金等に含めることができることとする。この場合において、寄附金等に含めることができる国の補助金等の金額は、第一項に規定する条例第四条第三号イの寄附金の額に達するまでの金額とする。

6 国の補助金等を寄附金等に含めることとした場合は、当該国の補助金等の金額は、経常収入金額（条例第四条第三号イに規定する経常収入金額をいう。次条第二項及び第四項において同じ。）に含めるものとする。

一部改正〔令和三年規則五八号〕

(小規模な特定非営利活動法人の特例)

第三条 前条第一項に規定する条例第四条第三号イの寄附金の額を算定する場合において、実績判定期間における総収入金額に十二を乗じて得た金額を当該実績判定期間の月数（暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。第六条第二項並びに第七号第二項及び第五項において同じ。）で除して得た金額が八百万円未満で、かつ、当該実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が三千円以上である寄附者（指定の申出をした特定非営利活動法人の役員又は社員である者を除く。）の数が五十人以上である特定非営利活動法人にあっては、前条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号に」とする。

2 前項の規定を適用する場合は、経常収入金額に前条第一項第二号及び第三号に掲げるものを含めるものとする。

3 第一項の規定を適用する場合で、かつ、前条第四項に掲げる要件を満たす特定非営利活動法

- 人は、同条第三項第一号に規定する額を寄附金等を含めることができる。
- 4 第一項の規定を適用する場合で、かつ、国の補助金等を寄附金等を含める場合は、当該寄附金等の金額は同項の規定により読み替えて適用する前条第一項に規定する条例第四条第三号イの寄附金の額に達するまでの金額とし、当該国の補助金等の金額は経常収入金額に含めるものとする。
- 一部改正〔平成二九年規則七号・令和三年五八号〕
(経常収入金額のうちに占める寄附金等の割合)
- 第四条 条例第四条第三号イの規則で定める割合は、百分の十とする。
(協働の実績の対象となる法人)
- 第五条 条例第四条第三号イの規則で定める法人は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人並びに国が加盟している国際機関並びに社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会その他県の出資に係る法人のうち知事が別に定めるものとする。
(補助事業等の実績)
- 第六条 条例第四条第三号イの規則で定める件数は、二件とする。
- 2 前項の件数の計算に当たっては、実績判定期間内の日を含む各事業年度における指定の申出に係る特定非営利活動法人が地方公共団体等と共同で特定非営利活動に係る補助事業又は委託事業を県内で実施した件数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除するものとする。
(実績判定期間内の判定基準寄附者の計算方法)
- 第七条 条例第四条第三号ロの規則で定める寄附者の数は、五十人とする。ただし、第五項の規定により積算したボランティアの実人数が五十人に満たない場合は、当該寄附者の数は、次項の規定により積算した寄附者の数と当該ボランティアの実人数との合計数が百に達するまでの数とする。
- 2 前項の寄附者の数の積算は、実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者(実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金(寄附者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)が明らかな寄附金に限る。以下この項において同じ。))の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が三千円以上(寄附金の額の総額に休眠預金等交付金関係助成金が含まれる場合にあっては、当該総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額が三千円以上)である場合の当該同一の者(当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。)をいう。以下この項において同じ。))の数(当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数)の合計数に十二を乗じて得た数を当該実績判定期間の月数で除して行うものとする。この場合において、当該除した数に一未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨ててのものとする。
- 3 条例第四条第三号ロに規定するボランティアは、実績判定期間内において、指定の申出に係る特定非営利活動法人が実施した事業活動に無償(交通費、ボランティアに係る保険料その他当該活動に要する費用でその実費に相当する額の支給を受ける場合を含む。)で参加をし、実績判定期間内の日を含む各事業年度当たり平均四時間以上の役務を提供した個人又は法人とする。
- 4 条例第四条第三号ロの規則で定めるボランティアの実人数は、一人とする。
- 5 前項のボランティアの実人数の積算は、実績判定期間内の日を含む各事業年度におけるボランティアの実人数の合計数に十二を乗じて得た数を当該実績判定期間の月数で除して行うものとする。この場合において、当該除した数に一未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨ててのものとする。
- 6 前項の積算を行う場合において、条例第四条第三号ロの寄附者とボランティアとが同一の者であるときは、当該同一の者については、当該ボランティアの実人数に含めないものとする。
- 一部改正〔令和三年規則五八号〕
(事業活動のうちにその対象が会員等である活動等の占める割合)
- 第八条 条例第四条第四号の規則で定める割合は、実績判定期間内において、指定の申出に係る特定非営利活動法人が行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに同号イから二までのいずれかに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。
(会員に類するもの)
- 第九条 条例第四条第四号イの規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 指定の申出に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等(条例第四条第四号イに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。)を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該申出に係る特定非営利活動法人の帳簿又は書類その他物件に氏名(法人にあっては、その名称)が記載された者であって、当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加するもの
- 二 指定の申出に係る特定非営利活動法人の役員
(特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しないもの)
- 第十条 条例第四条第四号イの規則で定めるものは、指定の申出に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該申出に係る特定非営利活動法人の活動に関係しないものとする。
(対象が会員等である活動から除かれる活動)
- 第十一条 条例第四条第四号イの規則で定める活動は、次に掲げるものとする。
- 一 指定の申出に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね百分の十程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額(次号において「付随費用の実費相当額」という。)以下のものを会員等(条例第四条第四号イに規定する会員等をいう。以下この条において同じ。))から得て行うもの
- 二 指定の申出に係る特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四条第一項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申出に係る特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額としてみなした額に当該役務の提供の従事者の作業時間数を乗じて得た金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等か

ら得て行うもの

- 三 法別表第十九号に掲げる活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。）に対する助成（便益の及び者が特定の範囲の者等である活動から除かれる活動）
- 第十二条 条例第四条第四号口の規則で定める活動は、前条第三号に掲げる活動とする。（特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合）
- 第十三条 条例第四条第五号イの規則で定める割合は、実績判定期間において、指定の申出に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。
- （合併特定非営利活動法人に関する条例第三条第二項及び第四条の規定の適用）
- 第十四条 指定の申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人であって、条例第三条第一項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条第二項及び条例第四条の規定の適用については、条例第三条第二項第一号中「の末日」とあるのは「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。））」と、「各事業年度の」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度の」と、条例第四条第七号中「その設立の日」とあるのは「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。
- 2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき条例第四条第三号から第五号まで及び第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。
- 一 条例第四条第三号から第五号までに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
- 二 条例第四条第九号に掲げる基準（同条第一号及び第二号に係る部分に限る。） 当該特定非営利活動法人について判定すること。
- 三 条例第四条第九号に掲げる基準（同条第六号イ及び第八号に係る部分に限る。） 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。
- 四 条例第四条第九号に掲げる基準（同条第六号ロに係る部分に限る。） 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。
- 3 前二項の規定は、指定の申出をしようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人であって、当該申出をしようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における条例第三条第二項及び第四条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併」とあるのは「前項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」とあり、及び「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併」とあるのは「合併」と、前項中「合併前」とあるのは「設立前」と、同項第一号、第三号及び第四号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、それぞれ読み替えるものとする。
- （指定の通知等）
- 第十五条 条例第七条第二項第七号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 指定特定非営利活動法人に対する寄附金が指定により埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二（同条第四号に係るものに限る。）の規定による控除の対象となる期間
- 二 指定特定非営利活動法人に係る条例第七条第二項各号（第七号を除く。）に掲げる事項に関し知事が必要と認める事項
一部改正「平成二五年規則四七号」
- （指定の更新の期間等）
- 第十六条 条例第九条第一項の規則で定める期間は、九月前から七月前までの期間とする。
- 2 条例第九条第一項の規定による報告は、様式第三号の報告書により行わなければならない。
- （指定の更新に関する技術的読替え）
- 第十七条 条例第九条第二項の規定により条例第三条（第二項第一号を除く。）、第四条（第七号を除く。）、第五条及び第六条（第二号を除く。）の規定を準用する場合には、条例第三条第一項中「地方税法第三十七条の二第三項」とあるのは「第九条第一項」と、「申出は」とあるのは「報告は」と、「申出書」とあるのは「報告書」と、同項第一号中「所在地並びに設立の年月日」とあるのは「所在地」と、同条第二項中「申出書」とあるのは「報告書」と、「第一号から第三号まで」とあるのは「第二号及び第三号」と、同項第二号中「次条各号」とあるのは「次条各号（第七号を除く。））」と、「書類（前号に掲げる書類を除く。））」とあるのは「書類」と、「第六条各号」とあるのは「第六条各号（第二号を除く。））」と、条例第四条中「申出書」とあるのは「報告書」と、「次に掲げる基準に」とあるのは「次に掲げる基準（第七号を除く。）に」と、「指定のために必要な手続を行う」とあるのは「第九条第三項に規定する指定の更新をする」と、同条第四号イ中「申出」とあるのは「報告」と、同条第九号中「基準（当該実績判定期間中に指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第六号口に掲げる基準を除く。））」とあるのは「基準」と、条例第五条中「第三条第一項の申出書を提出しようとする」とあるのは「第九条第一項に規定する報告をしようとする」と、条例第六条中「の各号」とあるのは「の各号（第二号を除く。））」と読み替えるものとする。
- （役員の変更等の届出等）
- 第十八条 条例第十条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して様式第四号の届出書により行わなければならない。
- 一 役員名簿（条例第三条第二項第七号に規定する役員名簿をいう。以下この号において同じ。）又は代表者の氏名の変更による場合 条例第六条第一号に該当しない旨を説明する書類及び変更後の役員名簿
- 二 定款の変更による場合 条例第六条第三号に該当しない旨を説明する書類及び変更後の定款並びに次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる書類
- イ 登記事項に係る変更の場合 登記事項証明書、当該定款の変更を議決した社員総会の議

事録の謄本（法第二十五条第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る変更にあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

- イ以外の場合 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第二十五条第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る変更にあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

一部改正〔令和五年規則八号〕

（インターネット公表の方法）

第十九条 条例第十条第六項に規定するインターネット公表は、指定特定非営利活動法人が自ら行わなければならない。ただし、当該指定特定非営利活動法人が自らインターネット公表をすることが困難であると知事が認める場合は、知事にインターネット公表を書面で依頼することができる。

一部改正〔令和三年規則五八号〕

（事業の概要等に関する変更の届出等）

第二十条 条例第十一条第一項の規定による届出は、条例第三条第一項第三号に掲げる事項の変更にあつては様式第四号の届出書により、その他の変更にあつては次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して様式第四号の届出書により行わなければならない。

- 一 条例第三条第一項第二号に掲げる事項の変更（次号に該当するものを除く。）による場合
当該変更を議決した会議の議事録の謄本
- 二 条例第三条第一項第二号に掲げる事項の変更（定款の変更を伴うものに限る。）があった場合
前号に掲げる書類、条例第六条第三号に該当しない旨を説明する書類、変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書、法第二十五条第三項の規定による所轄庁の認証を受けたことを証する書類の写し、変更後の定款並びに登録事項証明書
- 三 事業計画書に記載した事項の変更による場合
条例第六条第三号に該当しない旨を説明する書類、変更後の事業計画書及び当該変更を議決した会議の議事録の謄本
- 四 名称又は県内の事務所の所在地の変更による場合
変更後の定款、変更後の登録事項証明書及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる書類
- イ 名称の変更による場合
法第二十五条第三項の規定による所轄庁の認証を受けたことを証する書類の写し
- ロ 県内の事務所の所在地の変更による場合
当該変更を議決した会議の議事録の謄本（法第二十五条第三項の規定により所轄庁の認証を受けた場合は、当該認証を証する書類の写し）

一部改正〔令和五年規則八号〕

（申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き及び作成）

第二十一条 条例第十二条第一項の規定による条例第三条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類の備置き又は条例第十二条第二項の規定による同項第二号から第四号までに掲げる書類の備置きは、同条第四項に規定する閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。同条第三項の規定により備え置く書類についても、同様とする。

一部改正〔平成二九年規則七号〕

（指定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類）

第二十二条 条例第十二条第二項第三号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - 二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の内容に関する事項
 - 三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他の内容に関する事項
イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - ロ 役員等（特定非営利活動促進法施行規則第二十三条第一号に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）との取引
 - 四 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - 五 役員等に対する報酬又は給与の状況
イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）
ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - 六 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - 七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- 2 条例第十二条第二項第四号の規則で定める書類は、条例第四条第六号及び第八号に掲げる基準（法第四十五条第一項第三号ロに係る部分を除く。）に適合している旨並びに条例第六条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
- 一 条例第四条第三号イに掲げる基準に適合する場合
同条に規定する補助事業又は委託事業の実施状況を説明する書類
 - 二 条例第四条第三号ロに掲げる基準に適合する場合
ボランティアの活動状況を説明する書類

一部改正〔平成二九年規則七号・令和三年五八号〕

（インターネット公表をする書類）

第二十三条 条例第十二条第五項の規則で定めるものは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類のうち前条第一項第二号及び第五号ロに掲げる事項を記載したものとする。

一部改正〔平成二九年規則七号・令和三年五八号〕

（役員報酬規程等の提出）

第二十四条 条例第十三条第一項の規定による提出は、各事業年度終了の日の翌日から三月以内に、様式第五号の提出書により行わなければならない。

2 条例第十三条第二項の規定による助成金の支給を行ったときに係る書類の提出は、当該助成金の支給後、遅滞なく、条例第十二条第三項の書類を添付して様式第六号の提出書により行わなければならない。

一部改正〔平成二九年規則七号・令和五年八号〕

（役員報酬規程等の公開）

第二十五条 条例第十四条の規定による閲覧又は謄写は、県民生活部共助社会づくり課において行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるときは、県民生活部共助社会づくり課

以外の場所において謄写をさせることができる。

(指定特定非営利活動法人の合併の届出)

第二十六条 条例第十五条第一項の規定による届出は、様式第七号の届出書により行わなければならない。

一部改正〔平成二九年規則七号〕

(指定特定非営利活動法人の合併に関する技術的読替え等)

第二十七条 条例第十五条第四項の規定により条例第三条、第四条(第七号を除く。)、第六条及び第十二条第一項の規定を準用する場合には、条例第三条第一項中「地方税法第三十七条の二第三項」とあるのは「第十五条第一項」と、「申出は」とあるのは「届出は」と、「申出書」とあるのは「届出書」と、同項第一号中「主たる事務所及びその他の事務所の所在地並びに設立の年月日」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、同項第二号及び第三号中「特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人」と、同条第二項中「申出書」とあるのは「届出書」と、同項第一号中「指定を受けようとする特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)以下この号において同じ。の各事業年度のうち」と、「五年(指定を受けたことがない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、二年)」とあるのは「二年」と、「各事業年度の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度の」と、条例第四条中「前条第一項の申出書を提出した特定非営利活動法人」とあるのは「条例第十五条第一項の規定による届出をした合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、「と認める」とあるのは「と認める場合で、第二条第一項に規定する条例で定める事項を変更する必要がある」と、「指定」とあるのは「指定の変更」と、同条第四号イ中「申出」とあるのは「届出」と、条例第六条中「該当する特定非営利活動法人」とあるのは「該当する合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、「指定の」とあるのは「指定の変更の」と、条例第十二条第一項中「指定特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、「当該指定を受けた日(第九条第四項の規定により指定の更新に係る通知を受けたときは、当該通知を受けた日)」とあるのは「法第三十四条第三項の所轄庁の認証があった日」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 条例第十五条第四項の規定により条例第四条(第七号を除く。)の規定を準用する場合において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。)の実績判定期間につき、条例第十五条第四項において準用する条例第四条第三号から第五号まで並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 条例第十五条第四項において準用する条例第四条第三号から第五号までに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 条例第十五条第四項において準用する条例第四条第九号(同条第一号及び第二号に係る部分に限る。)に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人について判定すること。

三 条例第十五条第四項において準用する条例第四条第九号(同条第六号イ及び第八号に係る部分に限る。)に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

四 条例第十五条第四項において準用する条例第四条第九号(同条第六号ロに係る部分に限る。)に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(いずれも実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。)のそれぞれについて判定すること。

(指定特定非営利活動法人の合併に係る通知等)

第二十八条 知事は、条例第十五条第二項の規定により条例第四条各号(第七号を除く。)に掲げる基準に適合すること及び条例第六条各号(第二号を除く。)のいずれにも該当しないことを確認したときはその旨を、確認できなかったときはその旨及びその理由を、合併後存続し、又は合併によって設立した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知するものとする。

(合併の届出に関する規定の準用)

第二十九条 第一条から第十三条まで及び第二十一条の規定は、条例第十五条第一項に規定する合併の届出について準用する。

一部改正〔平成二九年規則七号〕

(身分証明書)

第三十条 条例第十六条第二項の身分を示す証明書の様式は、様式第八号のとおりとする。

一部改正〔平成二九年規則七号〕

(委任)

第三十一条 この規則に定めるもののほか、指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年六月二十九日規則第四十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月十日規則第七号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項、第二十二條第一項

第三号ロ及び第二十九条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二十八日規則第三号)

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和三年六月八日規則第五十八号)

(施行期日)

1 この規則中第二条第一項第一号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、第三条第一項及び第七条第二項の改正規定並びに様式第一号及び様式第三号から様式第七号までの改正規定は公布の日から、第十九条、第二十二條第一項第三号ロ、同項第五号及び第二十三條の改正規定

は令和三年六月九日から施行する。

(指定又は指定の更新の基準に関する経過措置)

- 2 この規則の施行前に埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例(平成二十四年埼玉県条例第六十号。以下「条例」という。)第三条第一項に規定する申出、条例第十五条第一項に規定する届出又は条例第九条第一項に規定する報告をした者のこれらの申出、届出又は報告に係る基準については、なお従前の例による。

(作成すべき書類に関する経過措置)

- 3 改正後の第二十二條第一項第五号の規定は、指定特定非営利活動法人(条例第二条第二項に規定する指定特定非営利活動法人をいう。以下この項において同じ。)が令和三年六月九日以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が同日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の例による。

(改正前の規則に定める様式による用紙に関する経過措置)

- 4 この規則による改正前の埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和五年三月二十二日規則第八号)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
2 この規則による改正前の埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号



一部改正〔令和元年規則3号・3年58号〕

様式第2号



一部改正〔令和元年規則3号〕

様式第3号



一部改正〔令和元年規則3号・令和3年58号〕

様式第4号



一部改正〔令和元年規則3号・3年58号・5年8号〕

様式第5号



一部改正〔令和元年規則3号・3年58号〕

様式第6号



一部改正〔令和元年規則3号・3年58号〕

様式第7号



一部改正〔平成29年規則7号・令和元年3号・3年58号〕

様式第8号



一部改正〔平成29年規則7号〕